【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年４月２日
【発行者名】	いちご不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　髙塚 義弘
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
【事務連絡者氏名】	いちごリートマネジメント株式会社 専務取締役管理統括　比留田 雅哉
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
【電話番号】	03-3502-4891
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

本投資法人の主要な関係法人に以下のとおり異動がありましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第１項及び第２項第２号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

１　本投資法人の主要な関係法人の異動

（１）　一般事務受託者、資産保管会社、投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関の異動

①　変更の理由

本投資法人の一般事務受託者、資産保管会社、投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社は、中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社との間で、平成24年４月１日付けで中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社を消滅会社、住友信託銀行株式会社を存続会社とする吸収合併を行い、住友信託銀行株式会社が本投資法人の一般事務受託者、資産保管会社、投資主名簿等管理人及び特別口座管理機関の地位を承継しました。

また、住友信託銀行株式会社は、同日付けで商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更しました。

上記に伴い、本投資法人の主要な関係法人に異動が生ずることとなったため、以下のとおり変更します。

②　主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

（イ）主要な関係法人の名称

主要な関係法人となった法人の名称：三井住友信託銀行株式会社
主要な関係法人でなくなった法人の名称：中央三井信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額

三井住友信託銀行株式会社：平成24年４月１日現在　342,037百万円
中央三井信託銀行株式会社：平成24年３月末日現在　399,697百万円

（ハ）関係業務の概要

ａ．一般事務受託者としての業務

・本投資法人の計算に関する事務
・本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務
・本投資法人の納税に関する事務
・本投資法人の機関の運営に関する事務

ｂ．資産保管会社としての業務

・本投資法人の保有する資産に関して、それぞれの資産に係る権利行使をする際に必要とする当該資産に係る権利を証する書類等（不動産の登記済権利証、信託受益権証書、契約書、有価証券その他の証書、書類）その他の書類等の保管
・預金口座の入出金の管理及び振替管理事務
・帳簿等の作成事務
・前記に関して必要となる配送及び輸送事務
・本投資法人の印鑑の保管事務
・その他上記に準ずる業務又は付随する業務

ｃ．投資主名簿等管理人としての業務

・投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事項
・投資主名簿への記録、投資口の質権の登録又はその抹消に関する事項
・投資主等の氏名、住所の登録に関する事項
・投資主等の提出する届出の受理に関する事項
・投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する参考書類等の送付並びに議決権行使書（又は委任状）の作成等に関する事項
・金銭の分配（以下「分配金」といいます。）の計算及びその支払いのための手続きに関する事項
・分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の分配金の確定及びその支払いに関する事

項
・投資口に関する照会応答、諸証明書の発行に関する事項
・委託事務を処理するため使用した本投資法人に帰属する書類及び未送達郵便物の整理保管に関する事項
・募集投資口の発行に関する事項
・投資口の併合又は分割に関する事項
・投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事項（上記の事項に関連するものに限ります。）
・法令又は本契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事項
・その他振替機関との情報の授受に関する事項
・上記に掲げる事項のほか、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議のうえ定める事項

d．特別口座管理機関としての業務
・振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事項
・総投資主報告に関する事項
・新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事項
・株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）からの本投資法人に関する個別投資主通知及び本投資法人の保管振替機構に対する情報提供請求に関する事項
・振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事項
・特別口座の開設及び廃止に関する事項
・加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の保管振替機構への届出に関する事項
・特別口座の加入者本人のために開設された他の口座への振替手続に関する事項
・社債、株式等の振替に関する法律で定める取得者等による特別口座開設等請求に関する事項
・加入者からの個別投資主通知の申出に関する事項
・加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事項
・上記に掲げるもののほか、加入者等（投資主、登録投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じです。）による請求に関する事項
・上記に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事項
・加入者等からの照会に対する応答に関する事項
・投資口の併合又は分割に関する事項
・上記に掲げる事項のほか、振替制度の運営に関する事項及び本投資法人と特別口座管理機関が協議のうえ定める事項

(ニ) 異動の年月日
平成24年４月１日